

面会へご来所のご家族様、知人の皆様へ

面会制限延長のお願い

平成 24 年 1 月 31 日

インフルエンザ患者数の急激な増加を受け、先日、東海三県においても国立感染症研究所が定める警報レベルを超えたとの発表がなされました。

当施設ではこの様な事態を鑑み、1 月 31 日まで予定しておりました、ご面会の制限について **2 月 5 日まで延長**させていただきます。

ご面会に来られるご家族様、知人の皆様には大変ご迷惑をおかけ致しますが、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社会福祉法人 幸寿会
特別養護老人ホーム 東桜の里
施設長 三木 和希

記

1. **特養フロア**へのご面会は**全面的に制限**させていただきます。
2. 生活用品や薬のお届けなど、特に必要な面会の場合は施設に一度**電話等でご連絡**いただき、あらかじめ確認を取っていただくよう、お願い致します。
3. **遠方からのご面会**など、わざわざお出でいただいた場合であっても、ご面会をご遠慮いただく場合があります。

以上の臨時措置がとられていることを面会にいらっしゃるご家族や知人の皆様に、あらかじめお知らせいただくようお願い申し上げます。

インフルエンザの流行が終息しない場合、**さらに面会制限の期間を延長**させていただきます場合がございます。

その際にはホームページにおいても速やかに情報を掲載致します。

尚、ご不明の点は下記の連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先：052-939-3303